

期日前投票立会人の募集要領

甲賀市選挙管理委員会では、政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、選挙時に期日前投票所で公正かつ適正に投票が行われるよう立ち会っていただく「期日前投票立会人」の登録者を次のとおり募集します。

1. 期日前投票立会人とは

期日前投票所で投票に立ち会うことで、選挙が公正に行われているか確認する人のことをいいます。

投票管理者のもとにおいて、投票手続きの全般に立ち会います。

2. 投票立会人の主な仕事

- 1) 投票所の開閉の立会い。
- 2) 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い。
- 3) 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会い。
- 4) 投票箱の閉鎖の立会い。
- 5) 投票録の署名。

3. 応募資格

- 1) 甲賀市の選挙人名簿に登録されている方。
- 2) 性別・職業・経験は問いません。
- 3) 特定の候補者の選挙運動に積極的に携わっている方や、候補者の親族の方は応募をご遠慮ください。

※選挙人名簿の登録

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上甲賀市に住んでいる方が登録されます（選挙人名簿に登録予定の方も応募対象となります。ご不明の場合お問合せください。）

4. 立会日時や場所、報酬

1) 立会日

各選挙の選挙期日の公示(告示)の日の翌日から投票日の前日までの期間のうち、選挙管理委員会が指定する日（選挙により期間が異なります。）

2) 立会時間

午前8時30分から午後8時まで

※立会い開始の15分前にご参集ください。

3) 立会場所

下記の各期日前投票所のうち希望する立会場所。なお、選挙により変更する場合があります。

- ① 甲賀市役所（甲賀市水口町水口6053番地）
- ② 土山地域市民センター（甲賀市土山町北土山1715番地）

- ③ 甲賀大原地域市民センター（甲賀市甲賀町相模173番地1）
- ④ 甲南第一地域市民センター（甲賀市甲南町野田810番地）
- ⑤ 信楽地域市民センター（甲賀市信楽町長野1203番地）

4) 報酬

国の定める基準による額を予定しています。

※1 規定の源泉所得税を控除します。

※2 源泉徴収票作成のためマイナンバーをお聞きします。

※3 交通費は支給しません。

5. 応募方法

「期日前投票立会人登録申請書」（別紙）に必要な事項を記入のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により甲賀市選挙管理委員会に申請してください。

登録申請書は、市役所3階総務課内の甲賀市選挙管理委員会でお受け取りいただくほか、甲賀市ホームページからもダウンロードできます。

申請先：甲賀市選挙管理委員会（市役所3階 総務課内）

ファックス：0748-63-4086

Eメール：koka10112000@city.koka.lg.jp

6. 登録から選任まで

1) 応募された方を登録者名簿に登録します。

なお、転出等により応募資格がなくなった場合や辞退の申出があった場合は登録を取り消します。

2) 選挙が近くなりましたら、登録された方へ選挙管理委員会から従事の可否や希望日等について確認します。

3) 日程等を調整のうえ期日前投票立会人を選任し、ご本人に通知します。（応募状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。）

※登録のために提供いただいた個人情報につきましては厳重に管理し、期日前投票立会人の選任を含む選挙の啓発にかかる事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

7. 募集期間

随時、登録の受付を行っております。

興味・関心のある方は、お気軽にご連絡ください。

8. 担当 甲賀市選挙管理委員会事務局（総務部総務課）

電話：0748-69-2260

ファックス：0748-63-4086

Eメール：koka10112000@city.koka.lg.jp